

令和 7 年度
第 2 回石巻市農業委員会定例総会会議録
令 和 7 年 5 月 2 8 日

石 巷 市 農 業 委 員 会

第2回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年5月28日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の公表について

閉 会

出席委員（16名）

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	6番	近	藤		茂	委員
8番	細	川	淑	子	委員	9番	高	橋	生	一	委員
10番	佐々木			洋	委員	11番	伏	見	さと	子	委員
12番	岡	田	正	男	委員	13番	高	瀬	禎	司	委員
14番	佐々木	文	彥	彦	委員	16番	高	橋	由	佳	委員
17番	遠	藤	章	一	委員	18番	武	山		勝	委員

欠席委員（3名）

7番	石	川	雅	洋	委員
15番	高	橋	善	宏	委員
19番	高	橋	千代恵		委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

21番	木	村	和	広	委員	22番	保	原	政	美	委員
23番	渥	美	浩	晃	委員	24番	武	山	礼	二	委員
25番	佐々木			繁	委員	26番	首	藤	勝	博	委員
27番	山	口	修	一	委員	28番	佐	藤	和	隆	委員
29番	佐々木	勝	行	一	委員	30番	安	部	秀	逸	委員
31番	渡	邊	孝	彦	委員	32番	伊	藤		功	委員
33番	中	村	和	徳	委員	34番	山	田	茂	樹	委員
35番	遠	藤	雅	宏	委員	36番	西	條	健	一	委員
37番	榎	田	有	司	委員	38番	西	條		勲	委員
39番	阿	部	正	展	委員						

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

20番	山	田	信	悦	委員
-----	---	---	---	---	----

説明のため出席した者

事務局職員出席

阿 部 洋 事 務 局 長

三 浦 武 宏 事 務 局 次 長

首 藤 真 利 事務局長補佐
兼 農 地 係 長

本 田 亨 主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事

佐 藤 友 人 主 査

及 川 正 彦 主 任 主 事

茂 木 祐 子 主 事

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第2回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、武山会長職務代理者から挨拶を申し上げます。

○武山勝会長職務代理者 一 挨 拶 一

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第2項の規定により、会長職務代理者が臨時に議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、武山会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。

午後 1 時 38 分 開会

○議長（武山勝会長職務代理者） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は16名、推進委員は19名であります。高橋千代恵会長、高橋善宏農業委員、石川雅洋農業委員、山田信悦推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（武山勝会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号3番前野利春委員、4番齋藤忠直委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（武山勝会長職務代理者） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、使用貸借の解約による通知についてから、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。議案書は1ページから5ページです。今月の受理件数は9件で、解約の理由は全て中間管理事業による利用権設定のためでございます。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は6ページから40ページです。今月の受理件数は87件で、解約の理由は中間管理事業による利用権設定によるものが83件、耕作者変更によるものが4件でございます。

続きまして、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は41ページです。今月の受理件数1件で、集合住宅敷地とするものでございます。

最後に、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は42ページです。今月の受理件数は3件で、工場敷地とするものが1件、住宅敷地とするものが1件、駐車場とするものが1件でございます。

報告は、以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） 以上で報告第1号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第3、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○本田亨主任主事 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてご説明いたします。

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、御説明いたします。議案書は、43ページから355ページとなります。また、参考として農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので御参照願います。本年4月から農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の議案審議は計画決定としてではなく、意見を提出するための審議となってございます。今月の案件は中間管理機構による利用権設定のうち、賃貸借の設定が765件、田1,843筆、4,743,845.98平方メートルです。10アールあたりの賃借料は、5,000円から20,400円となっております。また、使用貸借の利用権設定が8件、35筆、46,335平方メートル、賃借権の移転が6件、13筆、36,334平方メートルでございます。これらの貸借期間は、賃借権の移転が残存期間であることを除き、他の案件は全て10年で設定されております。残存期間の利用権の移転を受ける者を含め、利用権の設定を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談調査委員会、後藤嘉伸委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る5月19日開催の農家相談委員会において農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、権利の設定を受ける者はいずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件貸借、一括方式773件、賃借権の移転6

件の合計779件の計画に同意し、承認相当との意見を付すべきものと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は、43ページから352ページになります。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認めます。はじめに番号5番、39番、40番を議題といたします。議案書は45ページから46ページ並びに64ページから65ページになります。

議席番号■番、■委員は退席願います。

(■番 ■ 委員 退場)

○議長（武山勝会長職務代理者） 本案、番号5番、39番、40番について、ご意見、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案3件について、原案のとおり承認とすることに決しました。

議席番号■番、■委員は入場願います。

(■番 ■ 委員 入場)

○議長（武山勝会長職務代理者） ■委員に申し上げます。本案番号5番、39番、40番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） 続いて、番号59番から62番までを議題といたします。議案書は72ページから73ページになります。

議席番号■番、■委員は退席願います。

(■番 ■ 委員 退場)

○議長（武山勝会長職務代理者） 本案、番号59番から62番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案4件について、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 [] 番、 [] 委員は入場願います。

([] 番 [] 委員 入場)

○議長（武山勝会長職務代理者） [] 委員に申し上げます。本案、番号59番から62番までについては、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） 改めまして、一括方式について、議案書43ページから352ページのうち、ただいま、決しました番号5番、39番、40番、59番から62番までを除いた766件について審議いたします。内容につきましては、今回件数が多いことから、ここで審議時間を取りたいと思います。

[数分間の審議時間をとる]

そろそろよろしいでしょうか。それでは、ご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案、一括方式766件にかかる農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案、一括方式766件にかかる農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（武山勝会長職務代理者） 続いて、賃借権の移転について、審議いたします。議案書は353ページから355ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案、賃借権の移転にかかる農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案、賃借権の移転6件にかかる農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第2号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第4、議案第2号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1及び番号2、議案書は356ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。同一案件のため併せて説明いたします。当該地は平成26年10月28日に農地法第4条の届出を行い、そのとおりに転用した土地です。番号3、議案書の356ページ、地図資料は2ページです。当該地は前所有者の亡き母が高齢のために耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会佐々木洋委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

5月20日に開催されました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました
が、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案3件について、証明書を交付することに決
しました。

◎議案第3号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申
請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。議案書は、357ページになります。番号1、譲渡人の規
模縮小のための売買です。申請地は、畑5筆、面積2,885平方メートルです。

次に、番号2、譲渡人の離農のための売買です。申請地は、畑2筆、面積535平方メートルです。

次に、番号3、議案書は358ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑3筆、
面積2,688平方メートルです。

次に、番号4と番号5は耕作上の利便を図るための交換です。はじめに番号4、申請地は、田1筆、
面積137平方メートルです。次に、番号5、申請地は、田1筆、面積89平方メートルです。

次に、番号6、議案書は359ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畠1筆、面積504平方メートルです。

次に、番号7、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田1筆、面積7,087平方メートルです。

次に、番号8と番号9は耕作上の利便を図るための交換です。番号9は議案書の360ページです。はじめに番号8、申請地は、田1筆、面積1,001平方メートルです。次に番号9、申請地は、田1筆、面積978平方メートルです。

次に、番号10、親から子への贈与です。申請地は、田2筆、面積1,972平方メートルです。

最後に、番号11、譲渡人の耕作困難のための贈与です。申請地は、畠1筆、面積58平方メートルです。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者）　ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会後藤委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長　それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（武山勝会長職務代理者）　ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました
が、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者）　なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者）　異議なしと認め、本案11件について許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（武山勝会長職務代理者）　次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事　それでは説明いたします。はじめに番号1、議案書の361ページ並びに地図資料3ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書は361ページ地図資料は4ページです。仮設工事事務所とするための一時転用です。転用期間は許可日から2028年3月31日です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者）　ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐々木委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長　それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（武山勝会長職務代理者）　ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者）　なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者）　異議なしと認め、本案2件について、許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（武山勝会長職務代理者）　次に、日程第7、議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の進捗に状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

議案書は362ページ及び別冊1になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長　令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。議案書は362ページです。

本案は、農業委員会による最適化活動の推進等について農林水産省経営局長通知に基づき策定し、昨年4月の定例総会において承認されました令和6年度最適化活動の目標等について、活動実績と達成状況の点検と評価を行うものであります。内容については、別冊1によりご説明申し上げますので、お手元にご準備ください。

はじめに、1ページをお開きください。農業委員会の状況につきましては、2020農林業センサス等に基づき、数値を記載してございます。

次に、2ページをご覧ください。農地の集積につきましては、集積率80%を目標としておりましたが、年度末の集積率の実績は88.5%であるため、目標を達成しております。引き続き、農地中間管理

事業等を活用し、地域の実態に配慮した集積を推進してまいります。

次に、遊休農地の発生防止・解消については、3ページをご覧ください。緑区分の遊休農地3ヘクタールの解消目標に対し、実績は2.8ヘクタールの解消となっており、目標を若干下回る結果となっております。

次に、新規参入の促進については、新規参入者への貸付同意を得た上で公表する農地の面積を17.9ヘクタールと設定しておりました。4ページをご覧ください。実績は、意向調査の結果から、新規参入者への貸付同意があった面積は2.7ヘクタールでした。参考といたしまして新規参入経営体は1経営体となっております。

次に、最適化活動の活動目標については、委員全員が月当たり8日の最適化活動を行うこととしておりました。ここに記載はございませんが、委員全員の年間活動日数を平均いたしますと、月あたり8日を超えており、全体での目標日数を達成しております。

活動強化月間については、目標どおり年3回意向調査に関連した活動を行っておりますので、その時期について記載しております。

5ページをご覧ください。

下段に記載してございます、目標の達成状況の評語については、これらの最適化活動の実績に応じた評価を、農林水産省経営局長通知の別表に照らし合わせて行った結果、目標に対して期待どおりの結果を得られたという評語となります。

次に、推進委員等の点検・評価結果についてですが、こちらも同様に評価を行い、目標に対する評語4区分のそれぞれの推進委員等の人数は記載のとおりとなっております。農業委員会の意見としては、各委員、十分な活動を行っており、目標をやや下回る結果になった委員についても、地域の実情に応じた活動を行っていると考えております。

6ページについては、事務の実施状況について記載しておりますので、後ほどご確認ください。

以上で説明を終わりますが、本案については、承認後ホームページで公表することとしています。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（武山勝会長職務代理者）　ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者）　なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者）　異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎閉　　会

○議長（武山勝会長職務代理者） 以上で本定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第2回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時13分 閉会